

## 第2回

# 福祉のまちづくり条例施設整備 基準検討部会

## 議 事 録

日 時：2026年4月9日（木）午前10時00分開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第4常任委員会会議室

## 1. 開 会

○事務局（菅野企画調整担当課長） ただいまから第2回福祉のまちづくり条例施設整備基準検討部会を開催させていただきます。

私は、事務局の保健福祉局障がい保健福祉部企画調整担当課長の菅野と申します。どうぞよろしくお願いたします。

初めに、事務局より委員の皆様方の出席状況についてご報告させていただきます。

次第の裏面の名簿をご覧ください。

7番の鈴木委員、8番の高棹委員、12番の橋本委員から、本日、欠席のご連絡をいただいております。

本会議の委員数は13名ですので、本日は10名のご出席をいただいております。出席が過半数に達しておりますことから、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項の規定によりまして、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

また、今回の会議から新たに委員になられた方のご紹介をさせていただきます。

札幌青年会議所の川寄駿人委員です。

○川寄委員 一般社団法人札幌青年会議所副理事長の川寄と申します。

皆さん、どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 以降の会議の進行は石橋部会長にお願いたします。よろしくお願いたします。

## 2. 議 事

○石橋部会長 おはようございます。

今日は、皆様にお諮りしたい内容がたくさんありますので、早速、進めていきたいと思っております。

冒頭に事務局からご案内がございましたが、ご発言の際には、発言者と発言内容が分かるよう、なるべくゆっくりとお話しいただきたいと思っております。

それでは、議題の一つ目に入ります。

2月に開催されました本部会におきまして、福祉のまちづくり条例の整備基準の内容について議論いたしました。その内容を基に、札幌市福祉のまちづくり条例施行基準の内容やガイドブックに実際にどのように反映させていくのか、まずは事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（布施事業計画担当係長） 私から、施設整備基準の見直しについてご説明させていただきます。

前回の第1回部会では、施設整備基準の見直しの概要についてご説明させていただきました。簡単におさらいをさせていただきますと、国のバリアフリー法に基づく基準のうち、主に便所、駐車場、劇場等の客席に関する基準が令和7年6月に改正されたことを受けまして、札幌市の整備基準も国の新基準に合わせて見直すことに加え、これまで国では義務化されていたにもかかわらず、札幌市では取扱いを明確に定めていなかった項目を国基準に合わせるという見直しを行いたいと考えております。

今回は、見直しの内容を具体の施行規則やガイドブックに落とし込んだ案を作成しました。皆様のお手元には、ガイドブックの改定案と施行規則の改定案をお配りしておりますが、本日は主にガイドブックの改定案を使ってご説明したいと思います。

まず、3ページ目に目次がございます。

もちろん、もともとのガイドブックに目次はあったのですが、細かい項目ごとにページ数を振っていなくて分かりにくいというところがございます。ですから、項目を少し細かくしてページ数を振るという修正をしたいと考えておりますけれども、今回は一旦仮のページ数を載せております。

続きまして、5ページをご覧ください。

4、建築物の利用実態による分類ですが、福祉のまちづくり条例の規定に基づいてバリアフリー整備を行う必要のある建築物、いわゆる整備対象建築物をまとめた表です。

お手元にある現行のガイドブックの冊子の15ページをご覧ください。

もともとは施設の例がかなり単純化されている表です。ですから、例が少なく、ガイドブックの利用者から少し分かりづらいのではないかとのお声がございました。そこで、以前は、現行のガイドブックを発行する前に、施設整備マニュアルというものを長く使っていたのですけれども、こちらでは施設をもう少し細かく分類した表を掲載しておりまして、そちらを参考にしてアップデートする形で作成したものが資料の5ページから10ページまでの表になります。例をかなり細かく書いたということで、内容的には以前の施設整備マニュアルと同じようなものになっております。

続きまして、資料の11ページをご覧ください。

5の特定適合施設表示板（シンボルマーク）に関するページです。

シンボルマークというのは、福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した上で、さらに必要事項を遵守した建築物に交付している表示板でございます。11ページの下にある「バリアフリー」と書かれたシンボルマークです。

こちらの交付基準につきまして、新築の場合はよいのですが、増築をした場合の扱いについて明確にしておりませんでしたので、今回、その扱いを明記したものです。

続きまして、12ページをご覧ください。

福祉のまちづくり条例に基づいて施設整備を行う際の事前協議等の手続の概要です。

基本的に多数の方が利用する公共的施設を建てる際は、事前協議手続として、施設概要や図面などの書類を市役所でチェックすることになりますが、例外の規定として、施設の新設等の工事におきまして、整備基準が適用される部分が含まれないものもまれにあり、そうしたものについては事前協議を不要とする規定を追加しましたほか、事前協議が終わった後に整備内容を変更する場合の変更協議手続が不要となる要件を、実態に即して整備しております。

続きまして、14ページには、福祉のまちづくり条例施行規則の全文を掲載しておりますが、施行規則の変更内容につきましては、お手元に資料1として別紙でお配りしております。実際には、こちらのほうには施行規則の内容が掲載されることとなります。

施行規則について、個別の説明は割愛させていただきます。

15ページから35ページは、事前協議の際の提出書類として、各整備基準が守られているかどうかを確認するためのチェックリストとなっております。

こちらについても、今回の基準の見直し内容に基づいて必要な修正を加えている部分となりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、36ページをご覧ください。

36ページに敷地内通路、38ページには傾斜路とありますが、36ページと38ページでは、整備基準を適用する傾斜路の勾配につきまして、現行では50分の1を超える傾斜としておりますところ、20分の1と変更したいと考えております。

こちらにつきましては、後ほど詳しくご説明をさせていただきます。

続きまして、39ページをご覧ください。

エレベーターに関する基準ですが、エレベーター付近にはエレベーターがあることを表示するという整備基準を国基準に合わせて新たに追加しております。また、望ましい整備というところに、案内用図記号を使用する場合は、日本産業規格（JIS）で定められたものを使用するという追記しております。

続きまして、41ページをご覧ください。

41ページから45ページまでは便所に関する基準です。

前回お配りした資料1という横長の資料があれば、併せてご覧ください。

その9ページですが、車椅子使用者用便房、いわゆる車椅子用トイレの設置数につきまして、もともとは建物全体で1か所以上あればよいとしておりましたところ、国基準の改定内容に合わせて、延床面積2,000平米以上の建物につきましては、原則、各階に1か所以上設置することとしておりますが、この内容をガイドブック改訂案の42ページの(4)に記載しております。

また、例外規定として、建物のワンフロアの面積が1,000平米未満の小規模階は設置数を減らしてもよいという規定や、逆にワンフロアが1万平米超えの大規模階につきましては、設置数をもっと増やさなければならないという規定がございます。

具体的には、1,000平米未満の小規模階につきましては、床面積の合計が1,000平米に達するごとに車椅子用トイレを1か所設けて、1万平米超の大規模階につきましては、10,000平米から40,000平米のフロアの場合は最低2か所設置する、40,000平米超の大規模フロアの場合は20,000平米ごとにさらに1か所ずつ追加していくという規定がありまして、国と同様の規定をガイドブック改訂案の42ページの4の解説の部分に記載しております。

一方、延べ床面積2,000平米未満の建物につきましては、これまでと同様に、建物全体で車椅子用トイレを1か所以上設けることとしておりまして、その内容はガイドブック改訂案の42ページの(5)の整備基準のアに記載しております。

なお、同じく(5)のイには、「床面積にかかわらず、多数の者が利用する便所を設ける場合」という規定を設けておりますが、これまでご説明してきました(4)と(5)のアにつきましては、不特定多数の者等が利用するトイレを対象としております。

一方で、(5)のイについては、不特定多数ではない、つまり特定多数が利用するトイレの場合の規定ということで、別途、設けたものでございます。

続きまして、トイレに関する望ましい整備の部分ですが、前回の資料1の10ページを併せてご覧いただければと思います。

延べ床面積2,000平米以上の建物における望ましい整備ですが、車椅子用トイレを便所ごとに1か所以上設置するという内容になっております。つまり、ワンフロアに2か所トイレがある場合は、車椅子用トイレも2か所設置するのが望ましいという内容になっております。

また、延べ床面積2,000平米未満の建物につきましては、各階に1か所以上としておりまして、こちらはガイドブック改訂案の42ページの(4)(5)の望ましい整備のほうに記載しております。

さらに、異性による介助や性的マイノリティー等に配慮した男女共用の広めの便所の設置につきましては、ガイドブック改訂案の41ページの(1)にその他という項目を設けまして、そこに盛り込んでおります。

なお、41ページの(2)の不特定多数の者等が利用する便所の設置基準と、次の42ページの(3)不特定多数の者等が利用する便所の設置に関する除外規定という二つの項目につきましては、前回のご説明をしていなかったところですが、国の基準の改定の際に車椅子用トイレの箇所数に関する基準変更に加えまして、不特定多数が利用する一般用のトイレを各階に設けるという基準が新設されております。

このため、国に合わせて、札幌市においても2,000平米以上の建物に適用することとして追記をしたものでございます。

また、もともと41ページの(1)の便所の構造の部分に盛り込んでおりました出入口の表示という内容で見え消しにしているところですが、こちらは44ページのその他の設備の真ん中のクに移すとともに、車椅子利用者用トイレの構造としては、やはり床がフラットで滑りにくいものである必要がありますので、それをクとして追記して整理しております。

続きまして、45ページの(10)オストメイト対応の設備ですが、前回の資料1の11ページと12ページも併せてご覧いただければと思います。

国基準に合わせて、オストメイト用設備を設けた便所の出入口付近に表示をする旨を明記しております。

また、望ましい整備としまして、オストメイト用設備の設置数を延べ床面積2,000平米以上の場合は各階に1か所以上、2,000平米未満の場合であっても、建物全体で1か所以上設置するのが望ましいということを記載しております。

続きまして、46ページの9の駐車場をご覧ください。

こちらについては、前回の資料1の17ページと18ページも併せてご覧ください。

不特定多数の者等が利用する駐車場における車椅子用駐車スペースの設置数につきまして、国基準の改正により、全駐車場台数が200台以下の場合は2%以上、そして、201台以上の場合は1%プラス2台以上の数を設けることとされておまして、整備基準の内容をこれに合わせて修正しております。

あわせて、不特定多数ではなく、特定多数の者が利用する駐車場の場合は、従前の整備基準

と同じく車椅子用駐車スペースを1台以上設けることとしております。

ガイドブック改訂案の46ページの解説の一番上のところに、これまでは運用上の扱いとしておりました機械式駐車場の扱いを明記しております。また、望ましい整備におきましては、全駐車台数の2%以上の車椅子用駐車スペースを設けることが望ましいということや、雨天、降雪時の乗降に配慮した屋根、ひさしの設置に関する規定を新設しております。

続きまして、49ページをご覧ください。

(10)のエスカレーターですが、エスカレーターがあることを表示するという整備基準を国基準に合わせて新たに追加しております。また、望ましい整備には、案内用図記号を使用する場合は、日本産業規格(JIS)で定められたものを使用することを追記しております。

続きまして、52ページをご覧ください。

(11)洗面所ですが、中ほどに水栓器具の配慮という記載がございまして、そのオに洗面器の吐水口の位置を洗面器の手前縁から30センチ以内とするという整備基準を新設しております。

もともとは、上のエの解説の部分に盛り込んでいたものですが、配慮の内容をもう少し分かりやすく整理したいという趣旨で、解説と併せて追記修正をしております。

続きまして、56ページの(14)観覧席及び客席です。

こちらは、前回の資料1の14ページと15ページも併せてご覧いただければと思います。

車椅子使用者用客席の設置数につきましては、改正後の国基準よりも現行の札幌市の基準のほうが上回っているため、変更はございません。一方、望ましい整備につきましては、国の基準改正に合わせ、望ましい設置数を新たに記載しております。

また、今回の国基準の改正で車椅子使用者用客席の寸法、奥行きについてもともと120センチとしていたものが135センチと少し広くなっておりますので、こちらも併せて修正しております。

続いて、ガイドブック改訂案の60ページの路外駐車場です。

こちらは、先ほどご説明しました駐車場の整備基準及び望ましい整備と基本的には同じですが、バスやバイク等の専用駐車場につきましては、車椅子使用者用のスペースを設ける必要がございませんので、国に合わせて除外規定を新たに盛り込んでおります。

最後に、後ほどご説明することとしておりました傾斜路の関係についてご説明いたします。

お手元にお配りしている1枚物の参考資料をご覧ください。

前回の資料1では23ページに記載しております。

屋外の通路や屋内の廊下に傾斜路、いわゆるスロープを設ける場合に、傾斜があるということを目で認識しやすくするため、傾斜部分を色分けしたり、傾斜の始まりと終わりの部分や曲がり角の部分に150センチ以上の水平部分、踊り場を設ける必要がございます。そのような安全設備が義務となる傾斜路の角度につきまして、現在は勾配50分の1よりも急なものと定義をしております。

50分の1という角度については、1メートル進んで2センチ上がるぐらいの角度で、屋外で雨水などが流れやすいように意図的に設ける僅かな勾配のことを水勾配と呼んでおりますが、その水勾配の角度が大体100分の1から50分の1程度とされております。このような僅かな勾配ですので、実態にそぐわない厳しい基準となっている可能性もあるのではないかと考えております。このため、色分けなどの安全設備が義務となる傾斜の基準をこれまでの50分の1超から20分の1超に変更してはいかがでしょうかということでご提案をさせていただきます。

ご参考までに、50分の1と20分の1の勾配のサンプルをお持ちしましたので、ご覧いただければと思います。

ピンクのほうが20分の1で、黄色のほうが50分の1の勾配です。

長さは50センチですが、20分の1の勾配は50センチで2.5センチの高さになっております。黄色いほうは、50分の1ですので、50センチ進んで1センチ上がる勾配になっております。

比べていただきますと、黄色の50分の1の勾配はかなり緩やかであることがお分かりになるとと思います。

これは、傾斜路の角度そのものの基準を変更する、例えば車椅子の使用者が通行しやすい傾斜の角度を変更するというわけではございません。障がい者や高齢の方などが建物の敷地の入り口から建物内などにスムーズに入れるように、段差などがなく、通路幅もある程度確保された通路のことを専門用語で利用円滑化経路と呼んでいるのですが、この利用円滑化経路上でスロープを設置する場合は、角度が急過ぎると車椅子で上ることができませんので、屋外であれば20分の1以下、屋内であれば12分の1以下の勾配とすることを基本としております。

今回は、スロープの通行しやすい角度を変更するというのではなく、繰り返しのようになってしましますが、色分けや、スロープの始まりと終わりに水平部分を設けるなどの安全措置が義務となるスロープの基準を50分の1超から20分の1超と変更してはどうかというご提案です。

ご参考までに、参考資料の中ほどの2番に他都市の状況をまとめておりますが、20政令市の状況ですけれども、50分の1を基準としている自治体は札幌市を含めて3都市、20分の1を基準としている自治体は9都市となっております。国基準では、整備基準を適用する傾斜路の勾配につきまして明確な定義はございませんが、20分の1よりも緩やかな傾斜についての規定はございません。

また、次の3番の屋外の傾斜路における基準の遵守状況についてですが、直近およそ1年間の札幌市の福祉のまちづくり条例の基準の遵守状況を確認したところ、屋外の傾斜路を持つ建築物は大体50件ぐらいありまして、その中で色分けを遵守できていた建築物は17件と、遵守の割合が3割程度にとどまっているという実態がございます。

建物の設計に携わる方から、50分の1以上20分の1未満の緩やかな傾斜部分に色分け等の措置が義務づけられるというのは少し厳しいのではないかとのご意見をいただいております。

50分の1という基準の数値がどのように決まったのかという経緯ですが、この条例自体が平成10年ぐらい出来上がって、その頃から運用として50分の1でやってきているということで、当時、どういう経緯でこの数値に決まったのかは正確には分からないのですが、条例制定当時は、ある程度高い数値を掲げることで、社会のバリアフリーに関する意識を変えて、バリアフリーの重要性を広く周知するという広報啓発的な役割もあったのかなと考えております。

条例制定から20年以上経過した現在におきましては、ある程度実効性のある基準とする必要もあると考えられますので、色分けなどの安全措置が義務となる傾斜を20分の1超としつつ、50分の1以上、20分の1以下の傾斜路につきましては、引き続き望ましい整備として色分けなどの安全措置を推奨してはいかがかと考えております。

この変更によりまして、これまで50分の1よりも急なスロープで必要とされていた色分けなどの安全措置は、20分の1よりも急なスロープのみ必要となりますので、20分の1よりも緩やかなスロープでは義務から外れますが、緩やかなスロープにおきましても、色分けなどの安全措置が望ましい整備として残ることになりますので、現実的な整備基準と理想的な望ましい整備という二つを分けて運用することになるかと思っております。

また、先ほどのスロープのサンプルのところでご紹介すればよかったのですが、スロープの色分けの関係です。

こちらを回していただければと思うのですが、昨年、市有施設で竣工しましたモエレ沼公園の野球場がございまして、その中かなり緩やかなスロープがございまして、

34分の1という緩やかな傾斜になっていまして、この絵は色が薄まってしまったのですが、手前のほうが濃くなっていると思います。少し濃くなっている、そこが若干斜めになっています。その斜めの部分は少し濃い色で塗られていて、それが色分けとなっています。

私どもも現地に足を運んだのですが、34分の1というのは、そこに傾斜があるかどうかも分からないくらいで、実際には壁と床の境目を見て初めてここは斜めなのだということが分かる程度の傾斜でした。

直近でこのような事例があったので、分かりづらくて大変申し訳ないですが、ご紹介をさせていただきました。

事務局からの説明は以上です。

○石橋部会長 それでは、ご説明を踏まえて議論を進めていきたいと思えます。

どこからでも結構ですけれども、比較的説明分量が多かったのが傾斜路と便所のお話だったと個人的には理解していますが、どこからでも結構ですので、ご発言をお願いします。

○井元委員 札幌地区バス協会の井元です。

そもそも、このガイドブックはどのような方が見るのですか。設計に当たる人なのでしょうか。

○事務局（布施事業計画担当係長） まさしくおっしゃるとおり、施設の設計に当たる方が主に利用されています。

○井元委員 それでは、専門的な方が見て分かれればいいという感じですね。

○石橋部会長 ほかにいかがでしょうか。

私からいいですか。

便所のご説明の中にもあったのですけれども、多数の人の利用と不特定多数の人の利用について、これは何が違うのかをまず説明していただけますか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 多数の方が利用するトイレと不特定多数の方が利用するトイレの違いですけれども、施設を主にどういう方が利用するのかというところで、ガイドブックの改訂案の5ページをご覧くださいと思います。

建築物の利用実態による分類とございまして、真ん中の列に、多数の者が利用し、または主に障がい者、高齢者等が利用する部分を有する施設とございまして。こちらに記載されているのは、基本的には多数の方が利用する施設となります。例えば、学校ですと、そこに所属している児童生徒が主に利用するので、基本的には特定多数の方となると思えますし、病院ですと、そこで働いている特定の職員もいらっしゃいますし、不特定多数の患者さんもいらっしゃいますので、病院や劇場ですと特定の方と不特定の方も含まれてくると思います。

そのように、特定多数の方が利用する施設と、本当に広く不特定多数の方が利用する施設を扱いとして分けてございまして、それぞれの施設でトイレの利用がどう変わるのかというのを定めてございまして。

○石橋部会長 皆さん、分かりますか。

条例ですので、何となく分かるというものでは困るのです。

そこで、もう一遍確認ですけれども、施設の利用をするときに、例えば、市役所でしたら職員の方々がいらっしゃいますね。この方は特定多数ですね。そして、我々みたいに、いつもここに来ない者が、このような委員会や、何か用事があって市役所にやって来るというのは、不特定多数ですね。そして、両方を合わせたものが多数の者なのですね。そういう理解ですね。特定多数と不特定多数を合わせたものが多数という意味です。

その違いがあるというのが難しいところですが、これは条例ですので、なるべく誤解を生まないための表現としてそういう形で位置づけていることをご理解されたほうがいいと思えます。

もう一点は、トイレについてです。

事前のご説明のときにも食い下がったのですけれども、皆様にご持参いただいている資料の9ページ目です。右肩には8と書いているのですが、原則、各階に1か所以上というのは、車椅子使用者用便所の設置数についてですね。これに該当する記載は、先ほどご説明のあったマニュアルの42ページの(4)ですね。車椅子使用者用便所の設置ということで、左側の整備基準のところにあるように、不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに1か所以上設けるということですね。これは、9ページ目で言うと、車椅子使用者用のマークがついているところの話ですね。それはいいのですが、その隣の普通の便所のマークついているところがありますね。これに関する記述は何なのかというと、41ページの(2)の記載ですね。

ここから確認ですが、これを見ると、不特定多数の者等が利用する便所は、これらの者が利用する階の階数に相当する数以上を設けるとありますね。例えば、外部から不特定多数のお客さんがたくさん来たとして、階の利用に偏りがあって、2階はほとんど来なくて、3階にはたくさん来るようになったときに、3階に2か所つくって、2階をゼロにするという判断があるかもしれませんね。それは容認しているのですか。

○事務局（布施事業計画担当係長） そこは、利用実態に応じて流動的にできると考えており

ます。基本的には、施設全体を満遍なく利用するデパートのような建物であれば、特定の階に偏っているのはあまりよろしくないと思いますので、偏りなく各階にトイレを設けていただくというのが一番望ましいと思いますが、建物の利用実態として、一部の階はあまり人が来ないとか、特定の階はすごくたくさんの方がいらっしゃるとか、そういう実態があるのであれば、その利用実態に応じて柔軟に設置数を変更することはできると考えております。

○石橋部会長 各階に1以上というのが41ページの(2)と(4)の記載で網羅できているのかどうか、ちょっとだけでもやっとしているのです。要するに、車椅子用便房は各階ですよ。

○事務局(布施事業計画担当係長) 前回の資料は、分かりやすくするために少し単純化した記載にしておりました。ですから、原則とつけているのですけれども、満遍なく各フロアにトイレがある場合は、トイレのすぐそばに車椅子用トイレを設ける必要があるということで、原則、各階に1以上という記載にしています。

ただ、部会長がおっしゃるとおり、細かく規定を設ける段にあっては、普通の一般用トイレを各階の階数に相当する数以上を設けて、そこに車椅子用トイレを設けるという形になりますので、必ずしも各階に満遍なくなくてもよい場合もあるということです。

○石橋部会長 それをどこまで容認するかというところが悩ましいのですが、例えば、デパートに行ったら1階にトイレがないですよ。1階にトイレをつくったら利用が集中してしまって、何も買わずにトイレだけ利用してさよならというのはなかなかしんどいよねということもあるので、その意図はよく分かりますし、ある意味、実態に即しているという言い方ができると思います。

それは分かりつつも、なるべくトイレはつくってほしいし、そのトイレをつくるときには、車椅子便房はそれに合わせて必ず設置してほしいという思いがあるといったところを端的に表すところなるということですね。

別にけちをつけるわけではなくて、そういう意図があるのだなという思いを共有しなければいけないと思って質問させていただきました。

ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 札幌市手をつなぐ育成会の小島です。

これは、これから施設整備をする人たちが読むためのガイドブックということで、一般市民の私たちが読むようなものではないと思っています。ただ、この前の部会のときにこの図を見まして、この文章を読んで納得できたのですけれども、今回のガイドブックは文字ですよ。部会長がおっしゃっていましたように、すごく分かりづらいのです。不特定多数とか特定多数という言葉だけでも分かりにくいし、普通のトイレの近くに車椅子用トイレを設けるべきだと書いてあって、その下に各階に書いてあるけれども、上のほうには各階とは書いていないのです。これは文字だけでは分かりにくいので、この図面をどこかに載せると分かりやすいのではないかと思います。一度ざっと読んだだけではなかなか分からないです。このガイドブックは誰を対象としているのか分からないのですが、文言だけだと非常に分かりづらいという印象を持っています。分かりやすい解説を端のところにももうちょっとつけてくれるとありがたいと思いました。

○石橋部会長 ご意見としてお受けしますが、事務局から何かコメントはありますか。

○事務局(布施事業計画担当係長) ご意見をありがとうございます。

確かに、我々職員が読んでも読み解くのにかなり時間がかかるような内容の基準ですので、図など、視覚的に分かりやすいようにすることを考えたいと思います。

○小島委員 この前に浅香副部会長から、劇場や映画館に車椅子用の座席を設けることには賛成なのだけれども、場所が前などに限られるというお話がありました。ですから、解説のところで、場所は前だけに限らないとか、見やすい位置にするのが望ましいとか、ちょっとそんなことをつけておいたほうがいいのではないかと感じました。

○事務局(布施事業計画担当係長) ガイドブック改訂案の56ページに観覧席及び客席という記載がございまして、こちらの(1)の望ましい整備のところに、座席数が201以上の場合には、車椅子使用者用客席を2か所以上に分散して設けるという規定を設けております。自分の好きなところで見るができるように、「分散して」という表現を設けております。

○小島委員 広い範囲でとか、前のほうに偏らないとか、そういう言葉を入れていただければいいと思ったのです。

○事務局（布施事業計画担当係長） 分かりました。その文言について考えたいと思います。

○石橋部会長 ほかにいかがでしょうか。

○鳥形委員 市民委員の鳥形です。

勾配の件ですけれども、車椅子利用者ということは、腕の力だけで上るわけですね。そうしたときに、実験というか、利用者の声がフィードバックされているのでしょうか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 車椅子利用者でも通行しやすいスロープの角度に関するご質問かと思えます。

基本的には20分の1よりも緩やかな傾斜としているのですけれども、国の基準で20分の1というものが出てきているので、ほかの自治体もそうですが、20分の1という数値を参考にして決めているところはあると思います。

その上で、実際に建物を建てる際に、スロープがある場合は、必ず車椅子利用者に現地にきていただいて、使いづらいところがないかどうかの確認はしていただいております。もちろん、車椅子利用者からは、緩やかであればあるほどよいというお話は聞くのですが、そうすると、スロープがすごく長くなって敷地面積が足りなくなってしまうという問題もありますので、どこかで線引きをしなければならないということで、20分の1という勾配が設定されていると考えております。

○石橋部会長 余計なことかもしれませんが、恐らく、何分の1であったとしても乗り越えられない人が一定数は絶対にいます。私の前の前の職場で、私の同僚が実験をしたことがあるのです。2センチまでの段差を認めるという国の基準がありますが、2センチ以下であれば問題がないのかということで、車椅子利用者の方をお呼びして実験したのです。そうしたら、5ミリでも越えられない人がいました。

何が言いたいかというと、計画設計者は、この基準をクリアしたら問題ないというのは間違いであって、5ミリでも2ミリでも3ミリでも越えられない人が一定数いるかもしれないという認識というか、覚悟を持って計画設計を提案しなければいけないのです。

だから、これを越えられない人がいるのではないのですかといったら、それはそうかもしれませんが、計画設計者としては、それを受け止めて、こういう理由があって今回こういう形にしましたという形で説明しなければいけないという考えで物事の計画設計が成り立っていると個人的には考えています。

そこは、こういう基準の数字を取り扱うときによく誤解を招くことですので、いいというわけでは絶対にはないと思います。ですから、当事者の方が緩やかであればあるほどいいというのは当然です。逆に言いますと、フラットで問題ないのかといったら、そういうわけではないと思います。つまり人はつまずくと思います。例えに出して申し訳ないですけれども、浅香副部会長のように、距離のほうが重要という方もいらっしゃるということですね。

余計なことを言って、申し訳ありませんでした。

ほかに何かありますか。

○浅香副部会長 2センチを目途として、歩車道の段差解消ということで2センチまででしたらいいですよという決め方は、車椅子でしたら、石橋部会長が言うように上れない人もいますが、逆に言うと、視覚障がいの方は、1センチでも2センチでも段差がないと歩車道の区別ができないということで、一応、2センチまでは許容範囲としましょうということに決めたと思っています。

○石橋部会長 ほかにございませんか。

○高野委員 先月、プレミストドームに行ったのですが、トイレがあまりにも足りていなくて、私は端から端まで歩いたのですけれども、車椅子用トイレを見つけることができなかったのです。車椅子の方が結構いらしていたのですけれども、どこにあったのか、今でも疑問に思っていますので、ちょっと分かりやすくしたほうがいいのではないかと思います。

話がずれて、すみません。

○石橋部会長 それに関して確認ですけれども、トイレの表示は入口に出すという整備を今回

は付加していると思うのですが、全体の案内サインに関する記述についての表記は、既にガイドライン上に示されているのですか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 施設整備ガイドブックをお持ちの方は145ページをご覧ください。もしお持ちでない方は、隣の方などと一緒に見ていただければと思います。

145ページに案内設備という項目がございまして、案内設備の構造などがいろいろ書かれているのですが、望ましい整備の部分で、玄関付近には見やすい位置に案内板を設置するとか、案内板は各フロアに設けることという規定を設けております。案内板というのは、そのフロアがどうなっているかという地図ですが、そういったものを設けましょうという規定を設けております。

○石橋部会長 そこには、車椅子使用者用便房はここにあるという記述があるということですね。

ほかにご質問、ご意見はございませんか。

○小島委員 案内表示の有無について、目次をめくって概要の次くらいに書いてあると、ガイドブックを見る人も分かりやすいと思いました。後ろのほうに載っていたら、建物のことを大分見ていった後に、案内表示はここだったのかとなると思います。この目次の順番を変えられるのであれば、もっと前にあったほうが見やすいのではないかと思います。

○石橋部会長 記載の順番のお話ですね。

事務局から何かありますか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 現状の記載としては、141ページからの（16）の造作・機器という項目で、公衆電話ですとかカウンターですとか先ほどの案内設備などという形で、設備関係をまとめて記載している関係で後ろのほうに行ってしまうところはございます。

案内板を設けるということに関して言えば、結構前のほうに載ってまして、建物を建てる基準の最初のほうですが、94ページのあたりです。建物の基準の説明が始まるのが92ページからですが、利用円滑化経路と言っていますけれども、敷地の入口から建物の中に入るまでの経路をどうするのかという説明がまず最初にありまして、そこで案内板を設けるという説明が出てくるのです。そこまでの経路をどうやって案内するのかということで、話題としてはそこに出てくるということをおし添えておきます。

○立石委員 公募委員の立石です。

先ほどの話に戻ってしまうのですが、傾斜路の勾配に関連して、今回の条例施行規則の改正に合わせて、例えば、札幌市のホームページで背景の説明資料も併せて公表されるのか、条文だけを載せる形にするのかということをお伺いしたいのです。

その背景は、この勾配は基準がやや緩くなるようなお話ではあると思うので、例えば、説明資料のときに、今は実態にそぐわない基準になっているおそれがあるので変えましたというご説明をいただくと、設計側の方とか、建築側の方々が厳しくて、実態にそぐわないのだということがずっと入ってくるのですけれども、文章だけを讀んだ方が、なぜ札幌市が今回基準を緩めたのかということの意図を正確にご理解いただけるかどうかに関わってくると思うので、お伺いさせていただく次第です。

○事務局（布施事業計画担当係長） 福祉のまちづくり推進会議で案の承認を得られた後に、市民に広くご意見を伺うパブリックコメントを行う予定です。その際は、ただ単に条例施行規則の案を載せるだけではなくて、分かりやすく、なぜ変えたのかという背景の説明をする必要があると思います。そのときに、できる限り一般の方でも分かりやすいような説明資料をご用意したいと考えております。

○石橋部会長 ほかにご質問、ご意見はいかがでしょうか。

○浅香副部会長 先ほどのプレミストドームのトイレの件ですけれども、私の記憶では2か所しかないはずですが、ライトスタンドの中間とレフトスタンドの中間のところと2か所しかない記憶ですが、逆に108人分の車椅子スペースがあるにもかかわらず、当時の設計基準の中で2か所設ければいいとなったのではないかと思います。

今、立石委員がおっしゃったように、平成16年までは、傾斜にしてもハートビル法で12分の1勾配まででよいという形になって、札幌市では50分の1にしたけれども、今回、それ

ではスペースの関係も含めて事業者側が大変だということで、20分の1にしようというふうになっています。

ですから、20分の1に決めたにしても、スペースその他があれば、望ましい50分の1までにして、屋内のほうが緩いほうがいいのか、屋内は20分の1でもいいですよなんて条文は変ですけども、そういう決め方もあるのかなと思っています。

20政令市のうち、基準なしが5都市もあることに私は愕然としているのですが、プレミストドームは、今度、改築があったときには、108人分か、それに相応するような箇所数を求めていきたいと思っています。

○石橋部会長 浅香副部会長がおっしゃったことに乗っかりますが、屋内と屋外では状況が違いますよね。屋外は水勾配みたいなどころが多数発生して、今回の議題になっている傾斜路が始まる場所と終わる場所、そもそもその境目もよく分からないとか、傾斜自体に色を塗ったら全部塗らなければいけないとか、実情にそぐわない話が多数あるというところは容易に想像できます。

先ほど、野球場の例を出されまして、そこもイメージができないのですが、例えば、34分の1とフラットの境目が切り替わっているところですね。我々健常者のほうがつまづいてしまうと思ったのです。人間は、すごくまいことできていて、環境の変化に無意識に適用する部分と、同じような状況が続いているときに、気が変わったらつまづくような場面もあるのです。

屋内と屋外の使い分けという問題提起をいただいたのですが、事務局として、その状況はあり得ると想定しているのですか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 今おっしゃったのは、色分けをするなどの安全措置を適用するのは、屋外はもう少し厳しめに50分の1のままにして、屋内だったら緩やかに20分の1を基準にするという話でしょうか。

○石橋部会長 逆ですね。屋外のほうが実情に沿わないところがあるから、事情に沿って、今のご提案とおりだけでも、屋内のほうは水勾配がないですよね。調理場の厨房であれば水勾配を多少は取るかもしれないのですが、屋内の普通の通路で水勾配を取るということはないように思います。当然、多少は勾配をつけなければいけないのですが、どうなのでしょうか。

僕の問いかけで言うと、全く逆の発想です。

○事務局（布施事業計画担当係長） 福祉のまちづくり条例の施行規則とか、ガイドブックもそうなのですが、屋外と屋内で分けて記載をしております。そして、色分け等の安全措置が必要な傾斜はどれぐらいからかということで、それぞれに50分の1以上とするというふうに記載しています。ですから、技術的にはそこを分けることは可能かと思えます。

○浅香副部会長 市役所にちょっと反発しますが、昨年の春に中央区役所が新たにオープンしまして、3階から屋上に出るところがあって、そこはスロープになっているのですね。ただ、そのスロープはたしか12分の1勾配なのです。というのは、部屋と部屋の間の廊下を出入口にして、部屋の奥行きに従って長さが決まっているので、そのぐらいの角度になったのです。なぜその角度になったかというと、中側はスロープをそのまま廊下までいってしまうと、通行人とぶつかる可能性もありますし、上のほうまで行ってしまうと、150センチ以上の水平部分を設けなければならないというのが取れなくなってしまうのです。

ということも含めて、総論と各論みたいなもので、建築設計段階からうまくはめていかないと、そういう現象が起こってしまうのが現実なのかと思っています。ですから、今後も、市役所のほうでも設計段階から厳しく管理監督してほしいなと思っています。

これから何年か置きにそれぞれの区役所がつくられると思いますけれども、白石区役所しかり、中央区役所しかり、実際に障がい者が行って確認すると、行けないところがあったり、危険な場所があったりというのが数か所ずつ散見されているのが現実ですから、私たちも反省しながら、また行政も反省しながら、よりよい施設づくりをしていきたいと思っています。

○石橋部会長 今回のコメントに対して事務局から何かありますか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 浅香副部会長には、市有施設が建ったときには、バリア

フリーチェックということで、障がい当事者の立場としていろいろご確認をいただいているところですが、本当におっしゃるとおり、最新の施設であっても、建った後に使いづらい部分が出てきているというのが実情です。

ですから、私どもとしても、これまでにいろいろとご指摘を受けたことや、国の新たなバリアフリーに関する動き等も踏まえて、今後の施設整備の際にはできる限り使いにくいところが生じないように確認、計画等をしていきたいと考えております。

○石橋部会長 先ほどの野球場のシーンをいろいろ考えると、今回の提案を受けるとしたら、さっきのような箇所の色の使い分けはなくなるわけですね。

ちょっと気になったのは、屋外の提案はいいと思うのですが、屋内のところをよく考えたら、状況によって限られたスペースを多数の人が通る、そして、角度が微妙に変わるとなったときに、つまずきの可能性があったとしたら、下手をしたら将棋倒しになるリスクはどうなのだろうというのが気になります。

ですから、難しいのですけれども、原則はこの考えでいくとしても、多数の人が限られた空間を通るような場面とか、状況によっては、色分けでここは変わっているからみんな気をつけようねというのを注意喚起の意味も込めて、それは現場のご指導の中で計画設計者とのコミュニケーションで、ここは危ないのではないのでしょうかということでの色分けであったり、スロープの開始と終わりのところについて、これは何かしたほうがいいのかというふうに柔軟に、安全性を勘案して、取れるような文言をどこかに残しておく必要はないでしょうか。

それは現場サイドでできますよということであればいいのですが、ご指導される立場の人が、ここに書いているとお守ってくださいという形をお願いしやすいというのであれば、文言としては工夫したほうがいいのかなど思ったのです。そこはいかがでしょうか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 現場の状況に応じて柔軟に判断できるような文言を残すということですが、現状だと、整備基準ということで、基本的に守っていただかなければならない基準として今のところは50分の1と決めていますので、それを柔軟にできるとすれば、私どもの提案に戻ってしまいますけれども、望ましい整備のほうに入れ込みつつ、文言を補足するという手はあるかと思っております。

あるいは、先ほど石橋部会長からご提案があったように、屋外は20分の1でいいけれども、屋内は50分の1の基準でやってしまうという手もあると思います。

○事務局（菅野企画調整担当課長） いろいろな手法が考えられると思いますし、こちらに載せる、載せないもありますし、運用レベルであれば、皆さんに周知する際にそういうところも気をつけていただきたいという注意喚起もできると思うので、様々な視点から検討していきたいと思っております。

○石橋部会長 ほかにいかがでしょうか。

○末永委員 公募委員の末永です。

5ページからの建築物の利用実態による分類という中で、今までだと割とざっくりした分類だったので、それを細かく分けましたという経緯がお話されていたと思います。

基本的には、今まで書いてあるものも網羅して、それがさらに細かく書いてあるという部分が多かったのですけれども、6ページの(6)百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗というところは、なぜかガソリンスタンドと薬局がなくなって、スポーツ用品店とパン屋さんが増えているのです。すごく細かくて申し訳ないのですけれども、理由がよく分からなかったのです。どちらかという、薬局のほうが高齢者や障がい者の方が使うのかなと思えますし、なぜガソリンスタンドをなくしたのか、明確な理由があるのであれば教えていただきたいと思いました。

○事務局（布施事業計画担当係長） こちらは、旧マニュアルという古いバージョンを参考にしてつくったのです。ですから、特に理由はなくて、それに記載されていたものを、今の時代にそぐわないものは落としたり名称を変えたりしたのですが、(6)に関しては特に違和感のない施設例だったので、そのまま載せさせていただきました。

ただ、おっしゃるとおり、薬局は数が多いですし、ガソリンスタンドもかなり数が多いので、そこは追記を考えたいと思います。

○杉山委員 公募委員の杉山です。

私は専門的な知識がないのでお聞きしますが、福祉のまちづくり条例が施行されたとして、トイレの改修工事にどれぐらいの期間がかかるものなのでしょうか。

○事務局（布施事業計画担当係長） トイレの改修工事の期間ですね。

○杉山委員 これをやってくださいとお願いして、そこから1か月かかるのか、3か月かかるのという工期です。

○事務局（布施事業計画担当係長） 私は施工に携わっていないので、何とも言えないところですが、これまで私どもが関わった例では1か月程度だったと思います。それはレベルによりまして、どこまで壁を壊すのかとか、空間をどのように活用するのかにもよると思いますが、大体1か月か、1か月もかからないくらいだったと思います。

○杉山委員 先ほど、プレミストドームのトイレが少ないという話についても、もしその工事をやるとなったときにどれくらいかかるのかと考えての質問でした。

もう一点は、現状でこの条例を施行したときに、何か新しい建築物が想定されているのか、教えていただきたいです。

○事務局（布施事業計画担当係長） この基準の見直しを行った後に想定される新しい建築物ということですね。

この基準が見直されたことによって、これまでになかった新しい建築物が出てくるということは特段ないと思っております。ただ、新しい商業施設などができる際には、例えば、トイレの基準などは明確に厳しくなっています。各階に車椅子用のトイレを設けるといってかなり厳しくなっておりますので、障がいのある方にとっては使いやすい施設が生まれやすくなるかと考えております。

○石橋部会長 川寄委員、質問でも感想でも結構ですので、何かあればお願いします。

○川寄委員 札幌青年会議所の川寄です。

質問ですが、ガイドブックというのは、新しく改訂版と書かれているものが今後使われるものということで間違いはないですか。

○事務局（布施事業計画担当係長） A4判のホチキス留めで、「令和8年（2026年）改訂版」と書かれているものが、今、直そうとしている新しいバージョンです。これは、全ページは載っていないで、修正箇所を抜粋しているものですので、この後、全体のデータを作成する予定になっております。

○川寄委員 データは、PDFでも確認していますし、紙でも確認していますが、引用している画像が粗いので、かなり見づらかったです。引用データであればしょうがないのですが、最後の61ページもはっきりときれいにさせておいたほうがいいと思います。

続けて、14ページに別紙のとおりとありまして、別紙を確認させていただきました。これが福祉のまちづくり条例施行規則の本文だと思うのですが、札幌市のホームページを確認すると、附則が令和6年になっています。今回、配られている別紙は令和5年になっておりますので、今回は古いデータを配っているのではないかと思います。そこはご確認いただければと思います。

○事務局（布施事業計画担当係長） ご指摘をありがとうございます。

令和5年度の3月末に施行規則を改正しております、それが最新バージョンになるので、こちらが最新のものになるのですが、ホームページが令和6年の附則になっているかどうか、戻ってすぐに確認をします。

○事務局（布施事業計画担当係長） ご確認の対応をいただきたいと思います。

○石橋部会長 ほかにございませんか。

○浅香副部会長 今、新展示場の計画が進んでいると思います。そこについてのバリアフリーチェックについては、進行中ではあるのですが、どんな形でチェックしていくのですか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 新展示場のバリアフリーチェックにつきましては、これまで図面段階で2回実施しているところです。基本設計段階で1回やって、実施設計が終わったところで1回やってというように2回やっています。今は、実際に工事が始まっているところですが、次のバリアフリーチェックをどのような形でやるかという具体的な話が詰められておりません。実際に会議室で図面やモックアップを見ながらやることになるのか、現場の工事

の中を見てやるのかというところはまだ決まっていない状況です。

○浅香副部長 プレミストドームがまだ札幌ドームだった時代に、私たち障がい者団体や高齢者団体が5回も6回も現場に行ってバリアフリーチェックをしました。手稲山口の火葬場などの大きな施設は、必ず現場に行って、トイレの便器が備わる前にバリアフリーチェックをさせていただきました。ですから、ぜひ新展示場も、出来上がる寸前ではなくて、大枠がある程度できた段階でバリアフリーチェックをさせていただきたいと思います。ご検討のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○石橋部会長 ご意見をありがとうございます。

いろいろと意見を出していただきましたが、ほかにいかがでしょうか。

確認です。

今日ご説明いただいた内容に対してご意見や確認、宿題をいただきましたが、修正などをしたものをどういう形で皆様方に確認していただくのかという見通しはどうなっていますか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 内容にもよりますが、修正箇所数が少ないのであれば、書面、メール等でこういう形で修正しましたということで皆様にご確認をいただくのが一番スムーズかと考えております。

○石橋部会長 今日、複数のご意見をいただいたのですけれども、今日の宿題を踏まえて修正したものを書面で皆様に見ていただいて、どうしてももう一回開催してとになったらという理解でよろしいですね。

皆様、そういうことでよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 それでは、後日、事務局から修正のご報告を書面でいただきたいと思います。

○浅香副部長 パブコメが終わった後ということで、それはいつ頃開催するのですか。

○事務局（布施事業計画担当係長） まず、この部会で案を完成させて、その後、福祉のまちづくり推進会議の本体会議でも承認を受けた後にパブコメという流れになります。

○浅香副部長 分かりました。

○石橋部会長 ということで、今回だけではなくて、もう一度、こういう会議体の中でもご意見をいただく機会は残っていますので、そういう前提で進めていただくということでよろしいと思います。

それでは、皆様から一通りご意見をいただきましたので、特段、ほかになければ、追加、変更をご検討いただいて、後日、書面で確認していただく形にしたいと思います。

それでは、議題（2）のその他として、何かありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 先ほどの副部長のご意見についてはその他にお送りしてもいいと思いますので、議事録の整理をよろしくお願ひいたします。

予定していた議題は全て終了しましたが、最後に全体を通してご意見はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 それでは、予定より少し早いですが、私の担当は終了して、事務局にマイクをお返しします。

### 3. 閉 会

○事務局（菅野企画調整担当課長） 石橋部会長、円滑なご進行をいただきまして、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、様々なご意見を頂戴しまして、ありがとうございました。

今後の書面の確認やスケジュールについては、別途、お知らせさせていただきたいと思ひますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

これにて、第2回福祉のまちづくり条例施設整備基準検討部会を閉会させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

以 上